

第2回東大阪市上下水道事業経営審議会 会議録

- ◆日 時 令和3年10月11日（月）14:30～16:10
- ◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

◆次 第

- 1 開会
- 2 会議の公開及び傍聴者の入場
- 3 委員および出席者の紹介
- 4 会長および副会長あいさつ
- 5 議事
(案件) 水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針
- 6 閉会

◆出席者

- 資料－1 出席者名簿 参照

◆配布資料

- 資料－1 出席者名簿
- 資料－2 水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針
- 資料－3 料金改定の検討手順（基本事項について）
- 資料－4 審議会のスケジュール

◆会議録

1 開会

○ 開会

これより第2回東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、

資料－1 出席者名簿

資料－2 水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針

資料－3 料金改定の検討手順（基本事項について）

資料－4 審議会のスケジュール

です。

○ 上下水道事業管理者挨拶

本日はお忙しい中、お集り頂きまして本当にありがとうございます。この審議会をするにあたりまして、今回審議会の中でご審議頂く内容と致しましては、一つ目には上下水道事業の計画、また、水道であれば水道ビジョン、下水道であれば経営戦略というような計画を持っております。このことの進行管理また、それに伴うご意見を頂くということが大きな一つの目標でございます。

それともう一つは今回諮問させて頂きます水道の料金体系を見直すということが一番大きな案件となります。このことにつきましては、今現在全国で、今日もニュースの中で、水道の料金の改定については2043年までに1224市、94%が値上げをしないと維持できないというような形のニュースがございました。

水道の老朽化というのは大阪府がワースト1でございます。特に大阪府下の中でも大阪市、東大阪市という所は、昔から上下水道が整備されて便利だった分、その分の老朽化が進んでおります。施設の老朽化も進んでおりますので、このことを改修していくにあたりましては、やはり事業体でございますので、料金収入を得て、この料金の中で改修をしていかなければいけないという感じとなっております。

委員の皆さまにおかれましては、資料をもとにご審議いただき、様々なご意見を頂きたいと思っております。料金制度のあり方を見定めるとともに、水道ビジョンまた下水道経営戦略のこういうことの各種計画の進行管理をしっかりと進めていくためのご意見を頂いて、実行して参りたいと考えておりますので、何卒ご協力のほど、宜しくお願い致します。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

<上下水道事業管理者 退出>

2 会議の公開及び傍聴者の入場について

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させていただきます。

○ 会議の公開について

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ホームページに公開させていただきます。

3 委員及び出席者の紹介

(庶務より、資料1に記載した各委員・理事者の所属・役職、氏名を紹介)

4 会長及び副会長挨拶

○ 会長

大阪商業大学は、4、5年前に公共学部というのを作ったのですが、その立ちあげプログラム内容にご意見させていただき、今のような形になっています。本来公共学部が目指す所は、営利企業に就職しようが、どこに就職しようが、社会人になったら公共マインドをもって、社会人として活躍してもらいたいという気持ちです。自分の利益だけを追求するのではなく、常に周りの人達の幸福も考えて社会人としての役割を果たしていくという気持ちで作った学部でございます。水道事業に関しては、技術的なことは分かりませんが、出身が大阪大学国際公共政策研究科で、公共・政策に関する事を研究する場所ですので、市民、それとNPOをバックグラウンドとして市民感覚でご提案頂いた内容について、ご意見させて頂いたり、勉強させて頂いたりしたいと思っております。東大阪市民ではありませんが、東大阪市の更なる水道行政に関する効率化に少しでも寄与できればと考えています。どうぞよろしくお願い致します。

○ 副会長

工学部で上下水道を教えております。私は出身が隣の八尾市でございまして、東大阪は昔から馴染みのある地域ですので、そういう意味でも貢献できればと思っております。

ます。よろしくお願い致します。

5 議事

(案件) 水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針

(庶務より、**資料-2**「水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針」の内容について説明)

1 点目：基本水量の解消について

○ 質疑応答

【委員】

基本水量を解消するという事は、市民の負担が増える方向になるのか減る方向になるのか、どちらですか。

【庶務】

基本水量を解消しても、基本料金そのものは維持していくこととなりますので、市民のご負担としては多くなる方向になるものと考えています。

【委員】

消費者の立場からすると、本当は安い方がよいですが、気候の問題とか地震、色々あります。

基本水量はなくしても良いですが、水道が重要なインフラで、管路の老朽化が進んでいることを踏まえると、基本料金で必要な経費を確実に回収いただきたいと思えます。

その代わり、皆様には説明が必要と思えます。

【会長】

水道使用水量に関わらず負担いただくのが基本料金で、水道を維持していくために必要なものとして、基本料金は残し、あとは使った分を支払っていただくこととなります。

現在の体系について、基本水量という部分を廃止することにご賛同いただけるという事でよろしいでしょうか。

< 賛同の声 >

それでは、基本水量の見直しの考え方について、水道が十分普及した状況を踏まえ節水努力が反映されるように、庶務案のとおり解消する方針としたいと思います。

2点目：用途別口径別併用への変更について

【委員】

40mmの口径で住んでいるお家で、25mm以下に交換するという事は各家庭でできるものでしょうか。

それは、ホームセンターとかで売っているものですか。

【理事者】

元々家を建てる時に、給水の申し込みというのがありまして、変更したい時は、水道局にお越し頂いて水道局から業者に依頼して交換ということになります。

個人で例えばホームセンターへ行って取替ということにならないです。

【委員】

どのようにメーター口径を決めるのですか。

マンションみたいな所は口径が大きいのですか。マンションで一括して支払いをしているような。

【庶務】

メーター口径は、給水の申し込みの時に決めています。家庭用でしたら家庭用内の水量に基づいた給水量のメーターボックスになります。一般の大きな家庭であれば、それなりの水量、40mmという事例はあまり多くはないのですが、一般的には20mmが多いのかなと思います。大体13～20mmの間です。

集合住宅のような場合、親メーターは、例えば100mmとかの大きい口径で設定されていますが、その場合は一番小さい口径で戸数分の水道料金を計算して、オーナーの方にご請求する形となります。

【理事者】

集合住宅の場合は、確かに大きなメーターで一括して水を入れているのですが、各戸に子メーターという小さなメーターがついています。それによって、一軒、一軒、管理人さん、管理されている管理会社等がその水量に応じて水道を請求するというような形です。

【理事者】

マンションの場合は、水道の契約上、マンションのオーナー様と契約をします。そこに大きなメーターがあり、親メーターと言われます。オーナー様は各部屋の所にメーターをつけられて、メーターに応じて水道料金を徴収しているということを担っておられますので、我々の水道の方から見た時には、オーナー様と契約を結んでおりますから、メーターの検針につきましては親メーターを検針させてもらうという事で行っております。ただ、料金負担の方は当然、家主様が貸してらっしゃる方に徴収していくという所は、各々契約で担っておられますので、ひょっとしたら定額で行っているオーナー様もいらっしゃるかもしれません。

【委員】

定額で行っておられるオーナー様もいらっしゃれば、想像以上に多く使っているとことについてはオーナーとの話し合いをするということですね。

【理事者】

その通りです。

【委員】

今まで6つあった用途を、3つに集約するということですが、これには賛成です。

今は、事業者への負担が大きく、大変なところがあるようですので、赤字にならないというのが前提ですが、将来的には1つに集約していくのが良いと思います。

ただ、大阪市が3つの用途にしているように、当分の間は6つの用途を1つにするのは問題が出てくるかなとは思っています。

【庶務】

ありがとうございます。将来的には口径別の方がいいと考えておりますので、事業者と家庭用一般の方と、より公平性を確保する観点からも口径別にしていくことが望ましいと考えており、将来的にそのようにさせて頂きたいと考えております。

【委員】

公平さを保つためだけですか、もしくは煩雑なことを集約することによって、経費削減や効率化といった意味合いも含まれているという認識でいいですか。

水道料金は上がります。上がるけれども、経営努力で費用削減ということも、含まれておりますということですか。

【庶務】

効果としては当然、付随してくると思います。

現状の中で煩雑さを解消することによって、システムの簡素化につながり、経費節減になると思います。

【委員】

きっとそうなのだろうと思いますが、説明があった方が、納得していただきやすいかなと思います。

【委員】

PRをしっかりとしてもらいたい。

水道局だけでわかるのではなくて、一般の市民の人達が見てわかるように説明して頂いたら、文句はないと思います。

【委員】

19ページですが、表の浴場用の所の16~20m³の金額62円となっていますが、全て62円ですか。

【庶務】

こちらはあくまでイメージですので、今後この料金は、詳細に検討していく項目となっております。

【会長】

それでは、用途別・口径別の見直しの考え方については、費用負担の公平性、料金体系の明確性を確保するために、口径別体系を導入することとします。

ただし、料金の激変を回避するため一部用途は存置し3区分に集約する、「用途別口径別併用」を採用する方針とします。

3点目：逡増度の緩和について

【委員】

96%の戸数が原価割れであるというのは、ある意味びっくりしたのですが、これはやはりあるべき姿ではないと思います。

水管橋事故のことを常に引き合いに出してしまいがちですが、維持管理をしようと思ったらお金がかかるのは当然ですので、原価割れというのはできるだけ健全な経営を立てて、原価割れの改善に向けて是非進めて頂きたいと思います。

【副会長】

恐らく、口径別の料金体系とすると、いわゆる大口にあたる場所の基本料金もかなり上がることになるので、値上げのインパクトが大きくなる所が個別にみていくと出てくるような可能性もあるかなと思います。

これから個別にシミュレーションとかをされると思いますが、階層ごとといいますか口径別に使用されている水量ごとに細かく見ていただき、特定の所だけピンポイントで負担して、シワ寄せがいたりしないように注意して頂けたらと思います。

【委員】

一人世帯、単身者世帯とか、少人数家族の世帯において、これまで基本料金の中の基本水量で何とか賄ってこられたと思いますが、逓増度が緩和するのは私もいいと思いますが、逓増度が緩和するということは、小水量の世帯の料金がちょっと上がるのではないかなと思います。

それまで基本水量をまかなってこられた所を基本料金だけにすることで、何らかの配慮、一定の大きな増額、負担にならない範囲程度でいいと思いますが、原価割れにならないぎりぎりの中でご配慮が必要かなと思います。

【会長】

ご意見ごもつともだと思います。

広く浅く皆さんにご負担していただくような形になればと思っております。

それでは、従量料金における逓増度の緩和の考え方について、生活用水の料金の低廉性の維持、使用水量の適正化の観点から、逓増型を維持する方針とします。

ただし、今まで以上に使用者間での公平性を確保するとともに、原価割れによる経営面への影響を軽減するため、従量料金における逓増度を緩和する方針とします。

以上をまとめまして、今後の料金体系方針案としては、料金構成は二部料金制、基本水量はなし、料金体系は用途別口径別併用を採用し用途区分を3区分に集約、従量料金は逓増型を維持しつつ逓増度を緩和する方針とします。この方針案に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

(庶務より、**資料-3**料金改定の検討手順(基本事項について)の内容について説明)

○ 質疑応答

【委員】

東大阪の基本料金は30%、従量料金70%となっています。大阪市での44%、56%となっていますが、東大阪市はこんなもので大丈夫なのでしょうか。

というのは、確かに水道料金を使っている人は使っているなりにお金を払えばいいのですが、その他諸々、基本料金に係る部分もあるので、もっと基本料金の部分が大きい方がよいと思います。

【会長】

次回の審議会の中でまずはこの案でシミュレーションをしてみて、上手くいくかどうか分かります。それで上手くいかなかった時にはまた考えましょう。

【委員】

今の話について、東大阪市の水道は浄水場がないので、固定費が少ない。受水しておられるので。変動費にそれが全部入ってしまうという事で、固定費の割合が低いからこういう風になるのだという説明がいるのではないですか。

【庶務】

その通りだと思います。大阪市は浄水場を持たれていますが、東大阪市の場合、大阪広域水道企業団をはじめとする受水団体と言われまして、そういったことから、大阪市よりも、従量料金にかかる変動費、そのうちの受水費の割合が多いことで、他市よりも従量料金割合が大きくなっていると思います。

その説明がこちらのスライドで出ておりませんでしたので、分かりにくかったと思います。ありがとうございます。

【委員】

大阪市とか大阪府は浄水場を持ってらっしゃるから、その分の維持費はもっと高くなるのは分かります。

東大阪市も昔は海で、交通量が多いので、地震がきたらとか、諸々総合的に考えた時に、その分の料金をストックしておかないと大変なことになるのではないのかなと思ったものですから、申し上げました。

【委員】

今回の第2回は料金の設定とかそういう側から資料があるのですが、逆に税金のように利用する側の負担というか、収入とか、あとは非課税世帯だったら、どうするかそういうのは今後の中で、収入に応じた費用負担、何割減額とかそういうのは、また次の段階で協議されるものですか。

【庶務】

水道料金の考え方の中には、料金収入では考慮していなくて、総括原価というなかで、それに対して必要単価を求めている。今のお話は市の政策の中で考慮されています。

ただ、これまでの経過もある中で、我々、口径別一本でいきたいところを、やはり家事や家庭用の方への負担を考えた中で、今回料金を一本にするのではなくて、料金の激変緩和を考慮してやらせていただきたいと思っているので、その辺のところをご理解いただきたいという風に思っております。

【会長】

それでは、庶務から説明がありましたように、料金算定手法については総括原価方式を採用すること、固定費の配分基準には施設利用率を採用すること、料金算定期間は令和6年度から令和10年度の5年間、料金改定率の目標は13%とすることとして、今後検討を進めることになると思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(庶務より、資料-4「審議会のスケジュール」の内容について説明)

6 閉会